幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
第16条 〔略〕 2 〔略〕 3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき1万6,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 4 〔略〕	第16条 [略] 2 [略] 3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 4 [略]

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条の規定は、 令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第16条の規定により支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の第16条の規定により支給する教員特殊業務手当の内払とみなす。